

### 第 33 回認知症ワーキング

日時：1月22日(日) 14:00～  
 会場：東京ボランティアセンター  
 内容：① 事例「認知症ケア、入室困難・援助困難について」  
 ② 介護保険 自治体情報の交換  
 参加費：資料代(コピー代100円位)  
 連絡先：ファックス 03-3787-3117(藤原)



### ノンフィクションステージ 地獄の DECEMBER (12月) ー悲しみの南京ー

日時：1月10日(火) 18:00 開場  
 会場：大田区民アプリコホール  
 (JR京浜東北線「蒲田」駅東口徒歩3分)  
 (京浜急行「京急蒲田」駅徒歩7分)  
 チケット代:3,000円(当日500円増し)  
 主催：大田上演実行委員会  
 問い合わせ  
 090-9299-8951(多田)  
 080-5506-2295(渡辺)



### 「はやての会」 新春練習会&新年会

介護はからだ作りから。今年からは少し体を動かしてみようとお考えの方、お気軽にご連絡下さい。  
 日時：2月12日(日) 12:00～  
 会場：品川地域支部  
 内容：ランニンググループ・ウォーキンググループに分かれて練習後、北品川温泉(黒湯)に入浴・新年会  
 参加費：1,500円位  
 連絡先：080-1295-6921(筑肱)

### 老問研 新年合宿研究交流会

テーマ「高齢者福祉と介護保険」  
 介護保険の改善へ向け福祉本来の考え方等  
 基本に立ち返りながら「介護保険」について考える  
 日時：2月18日(土)～19日(日)  
 場所：鬼怒川温泉「ホテル鬼怒川御苑(栃木県日光市藤原1-1)  
 (新宿より特急東武鬼怒川温泉駅まで約2時間 駅からは徒歩10分)  
 参加費：15,000円位

### 共に介護を学びあい励まし合いネットワーク

〒142-0063 東京都品川区荏原1-24-23 角田アパート1F Tel・Fax：03-3787-3117  
 PCアドレス：ruka@ga2.so-net.ne.jp 編集責任者：藤原るか

# CLA だより 第20号 12/01/01

発行：共に介護を学びあい・励まし合いネットワーク



「CLA (クラ)」はラテン語で憂い、辛さ、気遣い、共感などと云った意味で、英語のキアラーやケアの語源です。



# 迎春

# 「15分余っている」との報道と調査に黙ってられない！

10月18日のNHKの朝のニュースで流れてきた耳を疑う報道。それは「掃除が45分で終了して、15分無駄な話をして帰るヘルパーの生活援助は非効率率」といった内容でした。驚いてすぐに厚生労働省に電話すると、「社会保障審議会給付費分科会で厚生労働省から提案した内容」とのこと。余りに現状と違いがあることを訴えたが、窓口の職員に言っても始まらないと思い、何か発信の手立てがないかと友人の記者に相談すると「記者会見」を試みたらとのアドバイスを受けた。準備期間はわずかでしたが、今回と次号で厚生労働省記者クラブでの記者会見の様子をお伝えします。



会見は「要介護高齢者の暮らしを考える会」として開きました。10社に関心を持って頂きました。



「鬼退治に行きましょう！」とお誘いしたトップ発言の森下イクさん99歳が「発言をちゃんと準備してくればよかった〜あ」と笑われ、会見はスタートしました。

森下さんは要介護4、週3〜4日娘さんが仕事に出かける日の昼、夕方、夜サービスを受けている。往診が二週に1回、訪問看護(リハ)で週1回。

問：介護保険をうけていてどうですか？

答：助かります。本当に助かるんですよ。うちの

者だけでは大変なんです。本当になくなったらどうしようかと思えます。

問：ヘルパーがすることはいろいろありますが？

答：お風呂なんて本当に助かっているんです。田舎っぺですからあんまり入らないんですけど、あれがなくなったら一年中お風呂に入れなくなります、と思いましたね(周囲笑い)。

問：お食事を作ったりしますね？

答：食事は、なんかこの頃、なんかさぼっているみたいよ。前はずいぶんやってくれただけけど。やってくれないような規則になったんですか？前のようにやってもらいたいと思いますね。

問：ヘルパーさんが洗濯をしてくれるでしょ？

答：洗濯は本当に助かります。ヘルパーが洗濯をしていただけないなんて決めるのは役所なんですか？役所の頭を疑いますねえ。そのところが一番大事なんですけどね。私たちができないことをやって頂くのがヘルパーさんだと思っています。だんだん、だんだん役所の方が偉くなっていくんですかね。

わたしもう100歳なんです。今日のご遠慮しようと思ったんですが、孫が連れ出してきたもんですから、100歳になってこんなところに来るもんじゃないですよ。私が学校の先生でもやっていればもっとよくしゃべれたと思うけど、学校の先生もやってないし、困ったんですよ。

「ヘルパーさんの評価は？」という質問に「(食事について) このごろヘルパーさんはさぼっている。前はとても良くしてくれたのに……」という言葉が飛び出してこちらはドキドキ。続いて「どこかのお役所が悪いようだね〜」とサラッと会場には笑い。

これまでの法改正での時間の短縮とケアプラン内容の変化が、利用者にもどのように伝わっているのかは…はなはだ疑問だが、99歳のイクさんは一刀両断でした。「ヘルパーさんが居なければ生活が成り立たない」と訴えて「私は100歳」と自慢げでした。本当に「感謝!」です。

# 世界のヘルパーさんと出会う旅 番外編：ベルギー

某旅行会社の格安「クリスマス・マーケット・ツアー」3カ国の企画で、「ツアー離脱書」を書けばフリーでの行動もできることを確認してから、現地ヘルパーさんたちとの懇談をする番外編として調整を始めたのが10月でした。その後「生活援助」25%カット問題が突発して現地との調整もできない状況でした。

ツアーはベルギー滞在3日でドイツ・オランダにも回るという内容で、航空運賃・宿を含んで参加費は約14万円。ツアーから外れるための交通費約2万円。通訳料はみなさんからのカンパ。食事代、飲み代が別途大幅に(笑い)かかりましたが20万円で収まっています。

はじめの調整先はフランスでしたがギリギリで難しいということになり、諦めきれずにベルギー大使館に紹介を依頼した所、宿泊地のブリュッセル地域で活動されている「ファミリーヘルプ」という団体を紹介され前回お世話になったオランダの通訳(千晴さん)から連絡をして頂き、実際の調整は現地に飛んでからという離れ業で懇談が実現しました。しかし、広報担当者とは会えるが、現場の方との懇談は実現できず、労働環境については聞けないという条件で14日に説明を受けに行くという内容の懇談でした。駅での待ち合わせが上手く行かず1時間近く遅刻してしまいましたが、好意的に受け入れて頂きました。プレゼンを伺いながら、背景が違うので日本とは比較ができない思いながらも、事業主や政府が「家事を通じて精神的なケアを実践していることを高齢者に認めてもらうこと」について、なかなか困難な現状があると率直に認めていること(代行的な家事と精神的ケアの必要な場合の家事は報酬が違う)の違いは大きいと思いました。精神的ケアとして一緒に紅茶を飲んでの話し相手も認められているとのことでした。もう少し時間がとれれば、プランの基準等も伺うことができたのですが、今回は遅刻した分、伺うことが少なくなってしまいました。

日本にあった資料は10年前の状況『ヨーロッパの在宅ケア』(西澤秀夫著/筒井書房/1996年)でした

が、10年の変化は大きく養成については1年間実施されているとのこと。養成費用は無料という説明でした。懇談した組織は12,000名を抱える大規模な所で、ヘルパーさんは2週間に1度必ず集まってカンファレンスを開いているとの事です。働き方は日本とよく似た直行・直帰型でした。



生活の全て=ホームケアの一場面

ベルギーのケアはオランダ・ドイツ・フランスの影響が強いのではないかと予想していたのですが、ベルギーのホームヘルプは赤ちゃんからお年よりまでの生活全体への訪問があることで、国民の中に定着したサービスとして発展しているように見受けられました。ケアの宣伝はどのようにと質問をしたところ、「宣伝をする必要がありません」とのこと。たしかにタクシーの運転手さんは私達を迷いもせず「ファミリーヘルプ」に運んでくれましたから。(次号に続く)

日程	
12月11日	11:55 成田発 20:00 宿着(ビジネスホテル)
12月12日	ドイツ・ケルンとデュセルドルフ(クリスマス・マーケット)
12月13日	ベルギー・ブルージュの街散策とブリュッセル散策
12月14日	ブリュッセルでの懇談後・オランダ・アムステルダムへ移動
12月15日	オランダ国立美術館・ゴッホ美術館見学
12月16日	帰国



2011年11月9日

要介護者の暮らしを考える会 代表世話人・櫻井 和代  
連絡先 東京都江戸川区江戸川 1-28-59 Tel. 03-3670-6784

要望書 (案)

訪問介護の提供時間を短縮する「論点」を撤回してください

訪問介護員は、自分たちの仕事は、要支援認定・要介護認定を受けた高齢者のみなさんの心身の健康を維持するためにあり、自立支援のための重要なサービスと信じて日々、働いています。

10月17日、第82回社会保障審議会介護給付費分科会で、厚生労働省から「訪問介護の基準・報酬について」として、生活援助の60分という基準時間を45分に縮小する「論点」が出されたことに、私たちはとても驚き、また怒りを覚えています。

生活援助は、特に介護保険法の目的である「自立支援」を実現するためにとても重要な役割を果たすものであり、そのためには利用者との関わりのなかで時間的、精神的なゆとりが欠かせません。

厚生労働省が生活援助の基準時間を縮小する根拠として、株式会社EBPの暫定集計データが提示されていますが、「行為別」という分類は訪問介護員の援助を単純作業とみなしていることがうかがえます。また、各行為について「平均時間」を根拠に15分程度と判断していますが、示された「平均時間」内でサービスを利用している割合はどのくらいになるのか大いに疑問のある調査です。生活行為は、住環境、商店街の有無、近隣関係、同居家族の介護力等さまざまな要素が多くあり個性も高い事から平均値を取る等データ化できないものと聞いております。

また、「自立支援」を推奨しながら、提供内容は限りなく単純作業に定型化するのは、矛盾に満ちた「論点」です。それだけでなく、今年の通常国会では、要支援認定者を予防給付の対象とするのか、創設された介護予防・日常生活支援総合事業の対象とするのかを最終的に保険者が判断するという認定者の「受給権」を揺るがすような介護保険法改正案が成立しました。私たちは要支援認定者への給付が抑制されるのではないかと心配していましたが、それに追い打ちをかけるように、10月31日の第83回社会保障審議会介護給付費分科会では、「介護予防訪問介護の基準・報酬」についても「訪問介護サービスの今回の見直し案を考慮しつつ」「提供実態に基づいた単位設定をしてはどうか」という提案がされています。予防給付は生活の維持・改善を評価するものと思っておりましたが、いつから提供時間で評価するものに変更されたのでしょうか。

介護保険法創設当初から訪問介護の評価は低く、社会保障審議会介護給付費分科会では「家事代行」、「レンタル家族」といった侮蔑的な発言をする委員もいますが、厚生労働省は訪問介護について、訪問介護員について、どのような認識を持っているのでしょうか。

中高年のパートタイマーが低賃金で、日常的な家事を代行するサービスと考えているのかと大きな悲しみも覚えます。

介護予防訪問介護と訪問介護の利用者は約180万人にのぼります。前回改正が施行された2006年度以降、サービス提供時間が短くなり、訪問介護員は限られた時間での支援に必死です。また、また、訪問介護員は非常勤がほとんどですが、働く意欲を喪失して離職する者が絶えません。

さらに今回、訪問介護の提供時間の短縮を図ることは、遠距離介護や別居介護をしている働く世代への負担を重くするものです。介護休業制度も活用できない現状のなか、若年世代にまで介護離職が増えることも容易に想像されます。

介護報酬見直しには「重度化予防」が盛り込まれていますが、訪問介護（介護予防訪問介護）は在宅生活を維持することに寄与しています。訪問看護やリハビリテーションも大切ですが、例えば訪問介護（介護予防訪問介護）による清潔な環境の保持は、利用者の価値観を尊重した暮らしの継続が前提条件です。生活支援を給付から排除し、財政者の生きる意欲、自立意欲を高めることに資しています。そのような生活支援を給付から排除し、力や施策に格差のある保険者にまかせていいのでしょうか。

利用者には何が必要なのかを十分に考慮し、厚生労働省の考え方を以下のように修正していただくことを強く求めます。

要望

1. 訪問介護（介護予防訪問介護）の業務を正しく評価し、介護保険の目的である「自立支援」を中心に位置づけ、生活援助の提供時間を縮小する「論点」は撤回してください。
2. 訪問介護（介護予防訪問介護）の介護報酬に、自立支援をはたらきかけるための相談助言の時間を確保・位置付けるとともに、評価してください。
3. 訪問介護（介護予防訪問介護）が必要な人に、必要な時間の提供がなされるよう、ケアマネジメントに個別性に対応する柔軟性を認めてください。
4. 要介護認定審査会の判定は、利用者の生活実態に即して行われるようにしてください。
5. 2級ヘルパーによるサービス提供責任者の段階的廃止、減算の「論点」を撤回してください。

以上

# どうなって行くのか？ 介護保険のこれから

## 「生活援助」「医療行為」「24時間」「軽度者の切り離し」に焦点

### 【訪問介護①】 身体介護の短時間区分の創設について

- 1日複数回の短時間訪問により利用者の生活を総合的に支援する観点から、訪問介護における身体介護の単位として20分未満の区分を創設し、定期巡回・随時対応サービスへの移行を想定した要件を課してはどうか。
- この単位については、次期介護報酬改定時（平成27年度）には必要な見直しをおこなってはどうか。

#### 【「身体介護が中心である場合」の時間区分の見直し（案）】

(現行)	(見直し案)
30分未満 (30分以上については省略)	20分未満(新設) 20分以上30分未満 ※ 30分以上の時間区分については現行どおり

#### 【「20分未満」の時間区分を算定する場合の要件（案）】

- 利用対象者
  - ・ 「要介護3～5」かつ「障害高齢者の日常生活自立度ランクB～C」の利用者
  - ・ 一週間のうち5日以上、夜間又は早朝の時間帯を含めた短時間の身体介護サービス(おむつ交換[排せつ介助]・体位交換等(※))が必要と認められる者
  - ※ 単なる見守り・安否確認のみのサービスによる算定は従来どおり認めない。
- 事業所の体制要件
  - ・ 毎日、深夜帯を除く時間帯(6:00～22:00)に営業しており、深夜帯においてもオンコール体制が確保できている
  - ・ 3月に1回以上、当該利用者に関するサービス担当者会議の開催を必須とし、サービス提供責任者が当該会議に必ず参加していること
  - ・ 定期巡回・随時対応サービスの指定を受けていないが、実施の意思があること

3

### 【訪問介護②】 生活援助の時間区分等の見直しについて

- 今後、増加が見込まれる在宅要介護者に対し、利用者のニーズに応じた生活援助サービスを効率的に提供し、より多くの利用者が生活援助を円滑に利用することができるよう、生活援助の時間区分を60分での区分けから45分での区分けに見直しはどうか。

#### 生活援助の時間区分見直しによる訪問イメージ

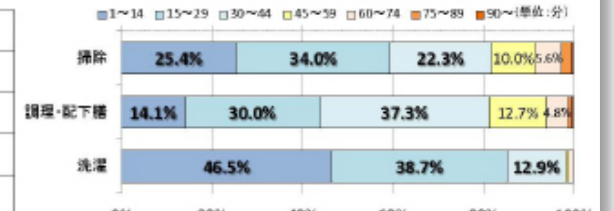


- ⇒ 1人の訪問介護員が、より多くの利用者へサービス提供を行うことが可能
- ⇒ 利用者は必要なサービスをニーズに応じて受けることが可能

#### 生活援助の行為ごとの組合せ割合

1行為のみ	25.2%
2行為の組み合わせ	36.0%
掃除+調理・配下膳(再掲)	(14.5%)
掃除+洗濯(再掲)	(6.2%)
3行為以上の組み合わせ	38.7%

#### 主な生活援助サービスの行為ごとの平均提供時間



(資料出所)厚生労働省「平成21年介護サービス施設・事業所調査」(老健局による特別集計)

(資料出所)株式会社EBP「訪問サービスにおける提供体制に関する調査研究事業」(平成23年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

4